



第1章 なぜ協働なのか

1 協働が必要な背景

(1) 個性ある地域をつくるために

地域には各々の事情や特性があり、国が主導する画一的なまちづくりではなく、市民の一番近いところで、地域の特性を活かしたまちづくりが重要視されるようになってきました。これが「地方分権」が目指される理由です。

「高齢化や防犯・防災、子育て等の課題に対して、どんな力を結集して解決していくのか」、また、「歴史遺産、自然、伝統文化等、まちのどんな魅力を高めていくのか」。こうした時に、地域のことを一番よく知っている市民が主役になって考え、市民と行政が協力しあって取り組んでいくことが、個性と活力ある地域づくりと、地域を誇りに思える気持ちにつながっていきます。

(2) ゆたかに暮らせる地域をつくるために

市民のライフスタイルや価値観の多様化が進み、行政による公平で均質的な公共サービスでは対応できないニーズが増えてきました。一方で、子育てや高齢者のケア等について、地域や家庭のあり方が変容したため担いきれなくなり、公共サービスとして支えることも必要になってきています。

しかし、少子高齢社会となり厳しい財政状況が予想される中、今後も増えていくさまざまな社会ニーズに対して、全てを行政サービスで対応することには限界があります。効率的なサービス提供のあり方を追求すると共に、地域のさまざまな力が公共サービスを補いあうことが必要になります。

地縁組織・NPO等市民活動団体・企業等の特性を組み合わせ公共サービスを支えることは、豊明市が目指している「一人ひとりの幸せ」を追求する利用者本位のサービスを創造する可能性にもつながり、わたしたちがゆたかに暮らせる地域をつくる力にもなっていくのです。

(3) たすけあいの地域をつくるために

子どもの安全、高齢者の一人暮らし、災害時の救出等、わたしたちの生活の中には、自分一人の努力だけでは解決できない問題も多くあります。「子どもを地域で見守る気持ちがある」「災害時に近所が助けにきてくれる関係がある」といった「ご近所の底力」がこれまで以上に問われる社会になりました。豊明市では区・町内会等の地縁組織の活動が比較的活発ですが、これらの組織を一人ひとりが小さな力を出し合って地域をよくしようとする気持ちや行動が育まれる基盤として今後も守り育んでいくことが必要です。

他方で、青少年のひきこもり、外国人の増加等、新しい社会の課題に対しては、特定の課題を解決しようという志をもって活動するNPO等市民活動団体が注目されます。こうした団体が豊明市のまちづくりにより貢献できるように、活動を支援する仕組みや、行政と団体が協力しあって取り組む動きを作っていくことが重要です。

(4) ふれあい豊かな地域をつくるために

たすけあいや地域の問題を解決しようという源になるのは、周囲の人々を思いやり、自分が役に立ちたいという気持ちです。しかし残念ながら、昨今は隣人に対し無関心の人が増えています。他方で、自分の力を発揮したり、仲間づくりをするきっかけがつかめず地域で孤立する人も少なくありません。人と人の絆の大切さと、それに喜びを感じる心を改めて取り戻していく時期にきているのかもしれない。

心の絆や思いやりは、一朝一夕ではなく、身近に人と交流する機会があり、その体験が積み重なるようにして醸成されていきます。昔のお祭りや農作業のように、世代を超えて体験や時間を共有するような機会を、私たちはもう一度、今の時代にあった形でつくるが必要になってきているのではないのでしょうか。

お年よりと子育て中の親子が同じ場に集い、そこで料理の腕をふるまう人がいる・・・そんな何気ない交流に市民が楽しみながら関わる機会が生まれてくれば、まわりの人々の幸せを願いあうふれあい豊かな地域になっていくことでしょう。

2 新しい「公共」の考え方「協働」

(1) 協働とは何か

協働とは、「よりよい地域社会にするため、さまざまな人々や組織がお互いの特性を活かしながら、『地域の課題を解決する』、『よりよい公共サービスを提供する』という共通の目的のために、共に考え、協力しながら取り組んでいくこと」を意味するものとして用います。

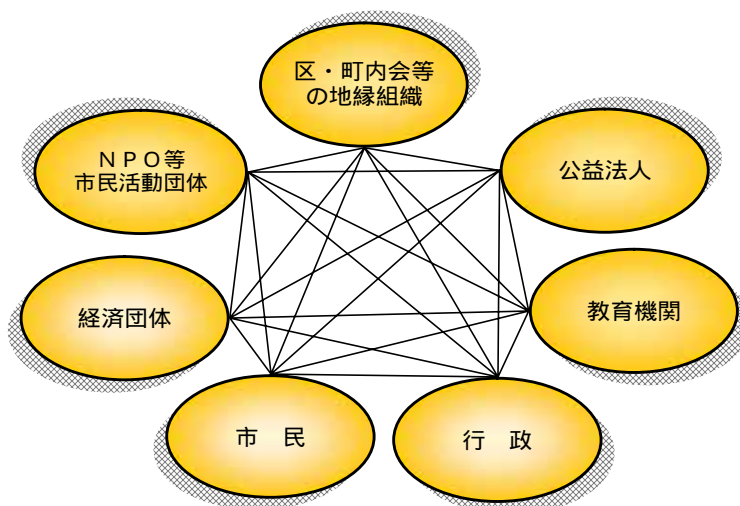
協働の基本になっているのは、「市民みんなに関わる問題(=公共)について、行政だけが担うのではなく、市民、地縁組織、NPO等市民活動団体等が力を出し合っ、担っていこう」という考え方です。つまり、各々がもっている知恵、資金、情報、人材等を地域の課題を解決するために提供し、責任・役割を分担して取り組んでいこうということです。

(2) 誰が協働するのか ~さまざまな人や組織が参加します~

協働には、市民、区・町内会等の地縁組織、NPO等市民活動団体、企業、大学・学校、公益法人、行政等、さまざまな人々や組織が関わっていくことが重要です。それらはさまざまな知恵や経験を持ち、豊明市のまちづくりを支えているからです。

地縁団体と大学で協力して子育て支援活動を始める、行政とNPOと商店街で地域の活性化に取り組むといった、各々の特性・力が多様に結びつき、協働が実践されることで、行政に公共サービスを任せる形から、市民のニーズに柔軟に応えるサービスを提供する役割を各々が自ら担い、一緒にまちづくりを進めていくことが可能になります。

図1 さまざまな人・組織の参加と協力



協働に関わる「さまざまな市民」

地縁組織	区・町内会、子ども会、老人会、婦人会、PTA等、ある地域で生活することを縁とし、包括的な生活場面を通してつながりを持つ組織
市民活動団体	特定非営利活動法人（NPO法人）、法人格を持たない非営利活動を行う任意団体（市民活動団体、ボランティア団体、文化芸術活動やスポーツ活動を行う団体）等、特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ組織。
経済団体	企業、商店街、発展会等
教育機関	学校、大学等
公益法人	社団法人、財団法人、社会福祉法人等
市民	市内に住んでいる人をはじめ、通勤・通学している人、市内で社会・経済的な活動をしている人

（3）みんなでつくる「新しい公共」

「市民みんなに関わる問題（＝公共）を、市民、地縁組織、市民活動団体等さまざまな組織が担っていく」という考え方は、今までの公共（＝行政が担うもの）の考え方とは区別して、「新しい公共」と呼んでいます。

「新しい」といっても、実際は、地域にはいろいろな課題に対して、まず自分自身や家族で解決を図り、それでも解決できない場合は順次みんなの力で補っていきこうという、たすけあいの精神がありました。従って、全く新しいものをゼロからつくるのではなく、核家族化や都市化の中で希薄化していた「たすけあい」を現代社会に適した形に再生していく試みでもあるのです。

豊明市では、多様な価値観を持つ一人ひとりの市民のしあわせを実現するためには、柔軟性・思いやり豊かな公共サービスを創り出す必要があること、また、こうしたサービスを創り出す活動に市民自らが参加していくことが、生きがいに結びつき、イキイキした地域を創り出す力になるという考えから、「新しい公共」の考え方に基づいて、協働のまちづくりを進めていきます。

3 協働と行政の役割

(1) 求められるあたらしい行政の役割

協働は決して行政が役割を放棄することではありません。これまで行政が行う公共サービスの「受け手」であった市民を、サービスを創り・参加し・担っていく主体として位置づけ、いわば「まちづくりは市民が主役である」という住民自治の原点に立ち返ることです。

従って、行政は、「公共サービスを提供する」という役割から、「より効果的な公共サービスが提供できるように、多様な市民が力を合わせて担っていけるような条件を整備する」役割へと変化していくことが求められます。複雑化する市民ニーズと地域課題の解決に対して、限りのある財源の中で豊明市全体としてどのようにサービスを提供することが市民にとって有効なのかを考え、条件を整備することが今後の行政の仕事になるのです。

4 この計画書の概要

市民と行政が協働してまちづくりを進めていくためには、その担い手の支援や環境整備に関わる施策の実施や、市民と行政が共に考え、行動する事業を「形」にしていくための仕組みづくりが必要です。この計画は、下記の基本理念のもと、市民と行政との協働のまちづくりを実現できるよう、協働の具体的な取組みを策定するものです。

(1) 基本理念

すべての市民が共に我がまちについて考え、共に行動することによって、ふるさと豊明をわたしたちのまちとしてまもり育てていくことを目指します。

(2) 行動計画の構成

「みんなでまちづくりを進めるための行動計画」は、市民活動をどのように支えていくかを示した『協働の芽を育む まちづくり支援計画』と、行政と市民の具体的な協働事業を盛り込んだ『ともに考え、ともに創る 協働モデル事業』の2本の柱から構成されます。

(3) 計画期間

平成20年度から第4次総合計画終了年度である平成27年度までの8か年計画です。また、本計画は必要に応じて随時見直しを行います

計画書の体系図

